

令和元年第7回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和元年9月13日（金曜日）

出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

欠席委員（1名）

委員 関田貢君

委員外議員（5名）

議長	中間建二君	3番	二宮由子君
5番	森田真一君	6番	尾崎利一君
16番	荒幡伸一君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（12名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
企画財政部長	田代雄己君	子育て支援部長	吉沢寿子君
学校教育部長	田村美砂君	社会教育部長	小俣学君
学校教育部参事	佐藤洋士君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
青少年課長	新海隆弘君	教育総務課長	石川博隆君
学校教育部 副参事	吉岡琢真君	社会教育課長	高田匡章君

会議に付した案件

- (1) 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について
- (2) 元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情

(3) 所管事務調査

「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて

(4) 特定事件調査

行政視察について

午前 9時29分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和元年第7回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（実川圭子君） 初めに、第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） おはようございます。

今回のまず初めに、東大和市の体育施設等の指定管理者のこれまでの5年間の評価をどのように市としては認識してるのか、お伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（高田匡章君） これまでの5年間に対する評価ということでもありますけども、平成27年度から今日まで、例えば27年度にあっては、平日午後11時までの開館時間を週2日から5日に変更することや、それからスマイルバスを運行すること、そしてみんなの体育館まつり等を開催をいたしました。また、29年にはインターネットにおける体育施設の予約システムを導入するなど、さまざまな取り組みを実施してこられました。

これらの取り組みや改善につきましては、これまでの4年間半、体育施設等の運営や管理を行う中で、指定管理者側からのみずからの提案であったり、また利用者からの声を反映していただいたものでありまして、よく現状を把握されてる中で、体育施設に不足するものを補う、そして利用者の利便性を高めるという意味で、一定の成果を上げてきたものというふうに認識をしておるところであります。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続いて、今回の体育施設の指定管理者なんですけれども、現在 Rond・スポーツが行っておりますけども、3団体から応募があったと聞いております。その他プレゼンとかヒアリングを行いましたけども、引き続き、Rond・スポーツ クリーン工房 共同事業体を決定したわけなんですけども、これに対して特に決め手となったことは何か、お伺いをしたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 評価のポイントとして、4点ございます。

まず1点目でございますが、体育施設の指定管理業務を行うに当たりまして、東大和市の状況や東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を踏まえた目標値が設定され、それが提示されておりました。それに伴い、計画に沿いました確実な提案内容であり、さらなる事業展開が期待できること。

2点目が、東大和市体育協会や、はびねすまいる東大和などとの連携協力、社会体育活動団体などの育成支援を行うなど、東大和市や地域に根差した体育施設等の運営が期待できること。

3点目は、応募団体のノウハウを生かしたファシリティマネジメントの考えに基づきまして、施設を継続して適切な状態に保持するとともに、効果的に運用するなど、体育施設等の適切な維持管理が期待できること。

最後、4点目でございます。応募団体の構築したネットワークによりまして、見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツを推進するために、これまでに築いた各団体とのつながりをさらに強化をしていくことなどを目指していくなど、体育、スポーツ、レクリエーション及び社会活動の振興について、積極的かつ効果的な取り組みが提案されていることを評価したものでございます。

以上であります。

○委員（木戸岡秀彦君） 今決め手となった4点ということでお話ありましたが、私が特に注目しているのは、事業展開が期待できるということなんですけれども、今後新たに取組むことがあると思いますけれども、特に私が気になっているのは、ナイトプール、キッズお助け隊、また防犯カメラの設置ということで、この内容と、また実施時期がわかればお伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（高田匡章君） 新たな提案ということですが、指定管理者から基本計画書に記載のありま
すとおり、数多くの提案がなされております。

具体的な取組みの時期、取組み方法につきましては、これから指定管理者が決定され次第、詳細については詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） これから詰めていくということですが、1点だけ提案がございまして、防犯カメラの設置ということで新たに取組むということなんですけれども、これに関してはさまざま私も議会で取り上げておりますけれども、ぜひ検討できるならば、経費を削減できるための自動販売機併設のカメラの設置をぜひ検討していただきたい。特にこういった施設に関しては、かなりそういった面では利用される方も多い、販売機を利用される方も多いと思いますので、これは経費の削減にもつながると思いますので、ぜひこれに関しては検討していただきたいと思いますので、これは要望としてお願いをしたいと思います。

次にですけれども、市と指定管理者との連携について、また指定管理者に対して期待していることについて、お伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（高田匡章君） まず、指定管理者との打ち合わせということですが、基本協定書の中にも連絡調整会議等を設置するという記載がございまして、現在も毎月1回、指定管理者側と市の職員とで連絡調整会議を開催いたしまして、必要な連絡調整、それから情報交換等を行っており、継続しているところであります。

それから、今後の5年間の期待するところというものでありますけれども、今回御提案させていただいてる共同事業体の代表企業におかれましては、同一の事業者ということですので、これまでの5年間の取組み、それと今後の5年間の取組み、これあわせて、一層市民サービスの向上ということで進めていけるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点かお伺いします。

もしこの5年間で積み残しになってるような課題があれば、次の5年間でどのように改善が図れると市は見込んでいるのか伺います。

それから、今御答弁の中で、市民サービスについては今後さらに向上していくというふうに市は期待されているというふうに受け取ったんですけれども、それに伴って利用料の値上げとか、そういう可能性はあるのかどうかということについて確認をさせてください。

それから、働く方の労働条件、権利を市としてどうやって守っていくのか、労働基準法をしっかりと守らせるとかっていうことを、市の責任に対する認識と、それからその労働条件を守るための具体的な手法についてどのように考えているのか、教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） これまでの積み残しというところで、まず私のほうからお話をさせていただきます。

第2期の、今の指定管理者におきましては、その当時の事業計画書に基づいて進めてきていただいております。ほとんどやっていたというふうな認識でございます。

ただ、すこやかスマイルバスにつきましては、登録者の数、それからルートなどにまだまだ改善の余地があるということでございますので、そちらについては、今後改善をしていくようなお話も伺っておりますので、ますますスポーツをしていない方々の掘り起こしなど、スポーツ実施率、そちらの向上もあわせて、今後ますます向上していくことを期待してまいります。

それから、利用料の改定についてでありますけれども、指定管理者が収受する利用料金につきましては、東大和市体育施設等に関する条例に定められました利用料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとされております。

現在の指定管理者が収受しております体育施設等の利用料金につきましては、東大和市体育施設等に関する条例に定められた額と同額でありまして、すなわち上限額となっております。そのため、仮に収受する額を引き上げようとする場合には、条例を改正する必要が出てまいります。

そこですが、今回の新たな指定管理者の指定に伴います利用料金の改定は見込んでおりません。ただ、東大和市第5次行政改革大綱に基づきます使用料、手数料の見直しにつきましては、全庁的な取り組みとして3年ごとに見直すこととしておりますので、今回の新たな指定管理者の指定にはかかわらず、別に検討していくことになるというふうに認識しております。

私からは以上でございます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 私からは、働き方の労働条件、あるいは権利について、市の行うその認識、あるいは方法等につきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

指定管理者のもと、働き方の、労働者の例えば適正な賃金や労働条件並びに安定した雇用が保障されていない場合は、関係機関と連携し、当該事業者が状態を改善できるよう、しかるべき措置をとるように努めなければならないと認識してるところでございます。

具体的に東大和市は、毎年度、指定管理者の事業実施内容を評価し、その結果に応じまして、指定管理者に対して適切な指導を行っているものと考えております。またあわせて、指定管理者が雇用しております職員の労働条件等につきまして調査を実施し、その実態の把握に努めているところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 最後の労働条件のところ、その確認をされてるってことなんですけれども、ある程度定期的にされてるかなと思うんですけど、どのくらいの頻度かどうかも教えていただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 調査の頻度でございますが、毎年度1回でございます。

○委員（森田博之君） 私からは1点、体育施設等に当たっては、単に施設を利用するというだけでなく、利用者と施設職員が良好な関係を築いていくということが重要なことかと思っておりますけれども、今回の体育施設等の指定管理者の指定に当たっては、共同事業体の代表企業は同じということではありますけれども、雇用されている臨時職員さんの継続雇用について、新たな指定管理者候補においてはどのような考え方をもちなのか、教えてください。

○社会教育課長（高田匡章君） 現在雇用されている臨時職員の継続雇用の関係で御質問をいただきました。

今回、事業者のほうから提出のありました基本事業計画書におきましても、継続雇用に関する記述がございます。臨時職員さんにつきましては、継続して雇用することを前提とする旨の記載でございます。

市といたしましても、これまで従事をされてこられました臨時職員の方を継続して雇用していただけるという事は、体育施設の利用者の方にも安心を与えると同時に、これまで蓄積してきた業務のノウハウを生かしていただけるというふうに理解をしているところであります。

子どもといたしましても、この辺につきましてはぜひともお願いをしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大川 元君） 先ほど木戸岡委員も言われたんですけども、防犯カメラについてなんですけれども、民間委託したことによって利用率が上昇して、市民がより多く利用してもらえたということに関して言えば、私も非常によかったですと思います。

ただ、そうすると、利用者さんがふえるとなると、やっぱりトラブルも起こりやすくなりますんで、その防犯カメラについてなんですけれども、先ほど木戸岡委員が言われたように、自動販売機に防犯カメラをつけるとかかっていうと、すごい、こう言っちゃ何ですけども、いろんなところに防犯カメラをつけなきゃいけなくなると思うんですけども、その設置箇所であったりとか、あとどういった防犯カメラを利用するかですよね。1週間録画できるか、もしくは2週間録画できるのかとか、その型番とかそういったことについてはどのようにして今後議論していくのかについてお伺いしたいんですけども、よろしくをお願いします。

○社会教育課長（高田匡章君） 今防犯カメラの設置の場所を含めて、例えば自動販売機に設置することも御提案をいただいたところでありますけども、詳細につきましては、まだ現時点では、指定管理者側からのまだ提案という部分でありますので、今委員さんのほうからいただいた意見等も踏まえた上で、今後事業者が決定されましたら、費用対効果の問題もあろうかと思っておりますので、指定管理者側と詳細を詰めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大川 元君） そうしますと、前と後ろの話になるんですけども、例えば指定管理者のほうでここに防犯カメラが必要であるということで、緊急性があって早く設置した場合に、その設置した防犯カメラを、例えば後から市に寄附するとかかって話になった場合っていうのは、市としてはその寄附については受け入れるんですかね。それについてちょっと聞かせてください。

○社会教育課長（高田匡章君） ただいま防犯カメラの設置した後の寄附についてお話を伺ったところでありますけども、例えば指定管理者側が、防犯カメラではないんですけども、トレーニング室のマシンなんかを導入されてるわけですけども、こういうものにつきましては指定管理の期限が終わるときに市のほうに寄贈していただくような、そういう対応になっておりますので、防犯カメラにつきましても、まだ詳細決まっておりますので何とも言えないんですけども、その辺含めて、指定管理者のほうとまた詳細を詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（大川 元君） そうしましたら、指定管理者は今後かわる可能性があるんで、例えば今指定管理者の所有物になってるものについては、切りかわるときに、必要性があるというふうになって、次の指定管理者に引き継ぐという場合においては、市が一旦寄附を受ける可能性もあるっていうことでよろしいですかね。

○社会教育部長（小俣 学君） 今防犯カメラのことでのお尋ねですけども、課長からもありましたとおり、まだ詳細は決まっておりません。その後、5年の指定期間が終わるときに、その防犯カメラをどうするかという

協議になってくると思います。防犯カメラとしては非常に有効だということでしたわけですから、その考え方、引き継ぐということであれば、寄贈を受けたりしていくことになるのかなと思っております。

現時点では何ともお話しできないところがございますが、今お話しいただいたようなことも念頭に、今後指定管理者と協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（大川 元君） そうしたら最後に、市民のためには必要だというふうに市が判断した場合は、寄附を受けられるということもあり得るということによろしいですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 防犯カメラの設置が市民にとって必要で有効でということで設置をするわけですから、その考え方は当然引き継いでいく可能性も出てまいりますので、そちらについては、指定期間の終わるときの協議による結果に基づいて決めていくこととなると、そのように考えております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 済みません、1点、認識をちょっと一致したいんですけども、先ほど私、自動販売機併設の防犯カメラとお話をしましたけども、これ自動販売機に防犯カメラをつけるってということじゃなくて、自動販売機を設置したことによって、その売り上げによって希望するところに防犯カメラがつけられるという前提ですので、あくまでも自動販売機に防犯カメラをどんどんつけるという意味じゃありませんので、そういった意味では必要な箇所に、その自動販売機の売り上げによってそれを運営していくということですので、その点をちょっとお話ししたいと思います。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決といたします。

ここで説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前 9時50分 休憩

午前 9時51分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（並木俊則君） 元第3号陳情 学童保育所運営業務の民間委託に関する陳情
〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） 幾つか伺います。

学童保育所のこの民間委託に関しては、補正予算の質疑でも一般質問でも、私取り上げてますので、そうしたことも踏まえて、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、学童保育所の民間委託に関して、どの計画にも載っていなかったという点で、補正予算の質疑では、実施計画を策定したときにはまだ検討中であったというような御答弁があったと思います。平成30年の5月からことしの5月ぐらいまで、1年ぐらい検討していたという御答弁もあったんですけども、やはり本来であれば、検討中の段階で、つまりこの学童保育所民間委託というのが浮上した時点で市民に明らかにして、議論を重ねるべき内容であるというふうに思います。

陳情者の方が陳情理由のこの1のところ、市民、保護者ですとか職員、市民代表など、こういう方々からなる会議、検討会議などもやるべきだったのではないかっていうことが書いてますけど、こうした検討会議も当然ですけども、最低限、パブリックコメントぐらいは行うべきだったのではないかっていうふうに思うんですが、なぜこうした議論の場をつくらなかったのか、その理由について、まず伺いたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、このたびの運営業務の民間委託につきましては、市民部のほうの昨日の総務委員会でも御説明したと同様の内容になりますが、東大和市第5次行政改革大綱と行政改革大綱推進計画におけます持続可能な自治体経営のための財政運営の民間活力導入の推進などに取り組む具体的な項目として検討してまいりました。

その結果、民間委託により、長年保護者の皆様から御要望を数多くいただいております長期休業中の弁当の配食や、御家庭に帰宅後はお子様も保護者もなかなか忙しくて、学習を充実させる時間がないといったことに対する学習支援などが行うことができるという、よりよい学童保育サービスの提供が図られることに加え、市の行財政運営におきまして、労務管理等の事務負担の軽減等の業務改善や経費の削減、それから新たな歳入の確保などの財政的な効果が見込まれること、近隣他市での民間委託による実施状況の実施などを踏まえまして、令和2年度から実施することで進めてきたものでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） コストということで、そういう検討されたっていうのは全員協議会の資料でもいただ

いてますけれども、例えば指導員の処遇改善というところにかかわって、指導員の賃金が25年間、据え置かれてるということは、補正予算の資料要求でも明らかになりましたし、それがこれまで市が指導員を募集してもなかなか集まらなかったということの大きな要因ではないかということ、もう既に指摘もしてはいますが、この来年4月からの会計年度任用職員を導入することによって、コストの比較っていうのはもうされてると思いますけど、それによってこの指導員の確保っていう点については改善が図れたのではないかというふうに思いますので、そういうことをやってみてよかったんじゃないかっていうことをまず思うので、そうした検討が、コストだけではなくて、確保という点で改善が図れたのではないかという、こうした検討をされなかったのかっていうことについてまず伺いたいのと、それから陳情でもこの最後のところで、雇用条件についての程度関与して把握できるのかっていう問題を、指摘を陳情の方がされてます。

この点については、私も一般質問の中で取り上げましたけれども、市は、東大和市の職員人件費については、近隣市と比べて中庸程度であるという御答弁で、今後の民間委託後の賃金アップを含めた労働環境の改善という点に関しても、受託した事業者が適正に行っていくという、こうした答弁だったんですけど、そこからすると、市は今後指導員の労働環境や処遇の改善については、市が責任を負うものではないと考えているのかなというふうにちょっと思ったんですけども、その点に対して認識を伺いたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいまの御質疑につきましては、議員からもお話いただきましたが、本会議や一般質問等でもお答えさせていただいてるものと同様となります。

市といたしましては、まずは今回のプロポーザル等でしっかり事業者を選んでいくのは、市としての責任においてきちっとやっていきます。

ただ、実際に民間事業者が採用後の職員の方々の適正な労働条件や労働環境を整備するという点につきましては、やはりそれは事業者の責任において、労働基準法等、労働関連法令のもとで適切に実施していくものが、民間事業者のやはり責務だというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろんその事業者が労働者を雇うわけですから、それはもちろん、責任を果たしていただくのはもちろんなんですけれども、ただ先ほどの指定管理のところでも、当然市も責任が今後もあるということで、市のやるべき事業を委託するわけですから、今後もその中で事業者に対しては、市もやはり責任を果たしていくことが当然必要だと思うんですが、同じ答弁ということでしたらそこは結構ですけども。

ごめんなさい、最初のところで、会計年度任用職員導入で、確保について改善が期待されるのではないかと、この点で御答弁なかったようなので、そうした検討はされなかったのかという点について教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 会計年度任用職員の導入に当たりましては、それについては検討させていただいております。

当市のこれまでの嘱託員の報酬につきましては、これもちょっと繰り返しの、本会議等での繰り返しの答弁になりますけれども、中庸程度ということでこれまで推移してきております。

その中で、他の区や市においても、昨今の若年層のだんだん人数が減ってきてると。あと雇用の状況も非常に厳しいというところで、民間のサービス業などもなかなか応募等もないという中で、他の区や市におきましても人員の確保に苦慮しているということを伺っております。

そういった中で、当市におきましても、これまで嘱託員の募集を年間何回かさせていただいてる中で、なかなか応募がないと、欠員が続いてると、そういった状況を踏まえまして、民間事業者の募集のチャンネルの広

さとか、それからスケールメリットを生かした運営、そういったところに期待をして、やはり民間委託というようにして選択をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） その指導員のことはちょっと後でも触れたいんですけど、一旦ちょっとガイドラインのことで、陳情理由の3のところ、学童保育の質を守るためのガイドラインについて触れられてますけれども、こうした市の基本ガイドライン、市の基本条例に基づいて、質の維持向上を図るためにこういう保育をしてほしいという、そういう市の姿勢を示すものでもあると思いますので、ガイドラインというものは当然必要だと思うんですが、こうしたものはつくるのか。また、つくとすればどなたがつくるのか教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 市では、児童福祉法の規定に基づき、職員の要件や設備の基準などを、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、まず規定しております。

さらに、平成27年3月に国が放課後児童クラブ運営指針というものを発出しており、その中で具体的な運営等の内容を定めております。国からは、この運営指針に基づき管内の放課後児童クラブの事業運営を定期的に確認し、必要な指導や助言を行い、質の確保や向上を図ることが求められておりますことから、市におきましては、この方針に沿って適切に事業運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） そうしますと、基準条例と運営指針があるので、新たにガイドラインはつくらないというふうに受けとめました。

それで、先ほど指導員の確保のところ、やはりどこも指導員の確保には苦慮しているということで、これはリスクっていうことにもなるんですけども、そのリスクに対してどう対応するかっていう話になるんですけども、市内の民間委託された保育園でも、やはり保育士不足、深刻になってまして、6月議会では市内で17人ぐらい保育士さんが不足してるってことも明らかになっていて、民間であっても保育士が、じゃ確保できるのかっていうことはあると思います。それは指導員も同じだと思うんですね。

共通してるのは、やっぱり労働条件が、処遇が不当に低いってところに大きな原因あると思うので、それは今現時点で、市のほうでも、やはり指導員確保できないということが現実に起こってるわけで、これは今後事業者が指導員を十分に確保できないっていう可能性もあるわけで、また保育園の事例では、民間委託後に保育士が一遍に半分以上やめるとか、そういう事例も聞いてますし、こうしたことも起こらないとは言えないわけですね。

撤退の可能性については、これまでもさんざん補正予算でも一般質問でも指摘しましたけれども、やっぱりこういう、ないという前提に立ってるという、そういう御答弁でしたけれども、やっぱりこういう不測の事態に対して、市として今からきちんとどういう対応をするっていう、そういうものを、形をちゃんとつくっていくことが必要だと思いますので、この点については大変重要なことだと思いますので、再度伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 指導員の、職員の人の確保の件でございますが、この件につきましては、プロポーザル方式により事業者を選定してまいりの中で、確実に人の配置ができる事業者をプロポーザルの中でしっかりと見きわめて選定していくところが、まず大事であると考えております。

全員協議会の資料の中にもありましたとおり、事業者によっては多くの職員を確保している事業者もあります。そういったスケールメリットにより、人の配置も可能になると考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろん、現時点でそういう心配のない事業者さんを選ぶって、本当これは当然の前提なわけで、それでもこの世に絶対はないので、やはり起こり得る、これは想定し得るリスクだというふうには私は思いますので、そうしたリスクに対する対応がしっかり、何度聞いても示されないということに対して、大変不安を深めるといふふうに、今思っています。

一旦、済みません。だから、このリスクに関してはぜひ真剣に考えて、しっかりと対応を考えていただきたい。これは要望です。

○委員（中村庄一郎君） 今回の学童保育所運営委託は業務委託でありまして、これまでも委託事業者の選定については、市が責任を持って行ってきております。

補正予算審議も議決されたわけですが、その中でもある程度の論議がされてきたというふうに思っているところでありまして、今回、こういう陳情が出たところ、幾つかこの陳情の趣旨、陳情理由について幾つかお尋ねしたいと思います。

単純にこれ市民の意見であるかなというふうなことも思うんですけども、当事者である学童からの現状について聞くべきであるというふうに、陳情理由の中に載ってますよね。それが1つ。

それから、保護者説明会、学童保育所職員説明会の実施で済ます事柄ではないのではないのかというふうな意見がございます。理由ですね。

それからもう一つは、なぜ委託を急ぐのか、なぜこのタイミングなのか。

この3点についてお伺いをしたいと思います。教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 今いただいた質疑の、まず当事者である学童からの声ですけれども、当事者である子供たちの声につきましては、子供から保護者への伝達、保護者から市への問い合わせ等の形となって、日ごろよりいただいているものと認識しております。

なお、7月に3回、説明会を実施しておりますけれども、この説明会の中では、新たなサービスを望む声を多くいただいております。

次に、保護者説明会や学童保育所職員向け説明会の実施で済ます事柄ではないという陳情のほうの御質疑ですが、子ども・子育てニーズ調査の自由回答や国全体で進められております今後のさらなる女性の就業率向上などを踏まえ、一番サービスの影響を受けるのは子供たちとその保護者でありますことから、その対象となる方々によりよいサービスを提供できるように施策を進めているものでございます。

あと、委託のなぜ急ぐのかというところでございますけれども、現在学童保育所指導員につきましては、これまでの応募状況を鑑みても、人材確保の見通しが困難な状況にあると考えております。民間事業者におきましては、保育等の人材不足が全国的に言われている中ではありますが、採用時期や雇用形態等の柔軟な対応、あと民間事業者独自のネットワークやつながり等による人材確保のノウハウ等が市よりも多い採用機会等ということになりまして、人材確保が可能となっていると聞いております。

子供たちや保護者の皆様にとって、よりよい学童保育所の保育サービスを提供できますよう、民間事業者と市との引き継ぎが円滑にでき、民間事業者も人材確保の準備等が適切に行える時期を考慮しまして、このたびの民間委託について現在進めさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員（大川 元君） 先ほどの体育施設の指定管理者の話であったように、私としては、必ずしも利用率が上がったりだったりとか、市民のサービスの向上になるというところで、民営化自体を否定するわけではないん

ですけれども、ただ民営化することによって何か市民に対してメリットがあるということが重要だということなので、その見通しがきちんと立った上で民営化するっていうのであれば、必ずしも反対ではないんですが、1点だけちょっと質問させていただきたいんですけど、私が市内で何軒か通ってる喫茶店のお客さんで、学童保育で職員として働いてる方がいるということで、昔は東大和市内に住んでただけけれども、結婚とかそういったので変化して、ちょっと遠隔地のほうに今住んでるということで、そうすると、民営化されると利益追求になるんで、通勤手当が高い職員というのは、もしかしたら雇用されなくなってしまうんじゃないかということで、不安を覚えてるっていうふうな話を私のほうで聞きまして、やっぱり重要なのは、現場の人たちに対して民営化するっていうことのプロセスというのが周知徹底されてなかったっていうことだと思うんですよね。そうすると、いきなりそういう話を聞いてしまうと不安を覚えるっていうことがあって、現実的に不安を与えてるわけです。

だから、重要なのは、民営化した後にきちんとそういった方が、やっぱり民営化して自分は首になったじゃないかって話になってしまうと、非常に大きな問題になってしまいますので、そういった方が自分に対して、民営化されることによって不利益が生じたっていうふうに市に相談に来た場合というのは、きちんと市としては真摯に対応していただけるんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいまの御質疑に関しまして、まず1点、ちょっと確認というか——なんですけれども、このたびの学童保育所の運営業務につきましては、民営化ではなく民間委託になります。民営化っていうのは、完全にその施設の全て、管理から何からを全て民間に委ねるということで、例えば当市におきましては、これまで公立の保育園を民営化ということで、完全に建物から何からそちらのほうに全てお任せして、社会福祉法人のほうに今担っていただいているというのが民営化でございます。

このたびの学童保育所の運営業務につきましては、あくまでも民間委託ということで、運営についてを委託させていただくというものでございます。

御質疑の部分につきましては、7月の当初に囑託員の皆様などに市から説明をさせていただいております。その後も、市の職員のほうが学童保育所に出向く機会も多くありますので、そういった不安等ございましたら、いつでも御相談とかは受け付けますけれども、現時点では、こちらのほうにはそういった直接のお話というのは来てるというふうには、私のほうは報告は受けておりません。そういったもし御心配なことがありましたら、いつでも御相談には乗らせていただきます。

事業者に関しましては、そこはやはりどうしても事業者の面接等を、御本人たちが希望していただいた上で、強制するわけにはいきませんので、事業者のほうに面接等を受けていただいて、双方で納得して雇用契約を結んでいただいている就労となさせていただきますので、その中でそういった話なども今後出ていくものと考えております。

以上でございます。

○委員（大川 元君） 済みません、民営化を、民間委託と民営化をちょっと言い間違えをしたことについては、済みません、おわびいたします。訂正いたします。

そうすると、じゃそういった、今私が質問しましたような問題が生じた場合というのは、市としてはきちんと真摯に対応して、指定業者と当事者の間に入るっていうことは……入るといふふうに解釈してよろしいですか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 雇用契約を結んだ後に、なかなかその部分は難しいと思うんですね。やは

りそれは契約関係になりますから。ただ、実際に雇用されるまでの間にそういった不安等ありましたら、それはもちろん事業者と私どもと三者で話をしていたりということにはなるうかと思えます。ただし、あくまでも嘱託員御本人様等の御希望があつてということになりますので、私たちはそこで働いてくださいとかといったような強制は一切できませんので、御希望があつた場合に限るということをございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） その引き継ぎとか今後の民間委託後にかかわって、立入検査等は福祉部とも一緒に行うってことで御答弁ありましたけど、例えば第三者機関等、そういうもので評価をするってことは行わないのか。また、保護者や子供たちから要望ですとか評価ですとか、そういうものをどのように聞き取り、吸い上げていくつもりなのかということ伺います。

それから、スケールメリットを生かして、指導員の確保は民間事業者のほうでたくさん事業所持つてるので、そういうところで指導員をやりくりしてということだと思うんですけども、子供の生活の場ですよ、学童保育所は。そういうところで、やはり学童保育所にまだなれないようなお子さんもいる中で、そうやって指導員の方がかわることに対する子供たちへの心の影響ということについて、市はどのように考えているのかお伺いします。

○青少年課長（新海隆弘君） 事業運営に関する評価については、先ほど申し上げた国の放課後児童クラブ運営指針の中にも、子供や保護者の意見を取り入れながら自己評価を行うことや、その結果を公表するように努めることなどが挙げられておりますことから、例えば利用者アンケートを実施するといったことなどが考えられると思えます。

あと、子供を預かる場合の心の影響ということをございますが、そういった子供に対する十分な、安心して引き続き学童が利用していただけるように、2月から、2月、3月、十分な引き継ぎ期間を設けて、令和2年4月からの委託を開始したいと考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 今聞いたのは、引き継ぎじゃなくて、その引き継ぎ終わった後の4月から委託された後に、指導員の方がいないときには、そこにほかの場所から、事業者が持つてるほかの場所から穴埋めができるってことをさっき御答弁されてたので、4月以降のそうしたことに對して、子供たちの心の安定に對してどういった影響があると市は考えてるんですかという質問です。

○青少年課長（新海隆弘君） 4月以降、委託開始後の点でということでお答えさせていただきますと、放課後児童支援員というしっかりした職員をどの学童クラブ、学童保育所にでも充てておりますことから、その職員が、違う職員が補充で充たった場合であっても、十分そういう学童保育所の運営に適した職員を充てていることから、子供たちへの影響というのは、マイナスの影響というのはないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 学童保育に関しましてですけども、これに関しては、運營業務の民間委託については、今定例会の初日の補正予算の成立によって、既に民間委託を進めていくことで議会の意思は示されてお

ます。また、補正予算審議や一般質問においても各議員から質疑がされ、担当部署より丁寧な十分に納得がいく説明がされたと、私は認識をしております。

令和2年度から会計年度任用職員制度の導入に伴い、安定的な行政運営を行っていくためには人件費の抑制を図っていく必要がございます。学童保育所運営業務については、長期的な人件費の抑制を図り、人材の採用が困難な状況の中で、必要な人材確保のためにも民間の専門性あるノウハウを生かせるため、委託が有効とされるところと考えております。

また、公設民営となることで、東京都からの補助金の増額が見込まれます。

さらに、育成料を変更せず、利用者に新たなサービスが拡大もされます。

委託することで市民サービスの向上と経費の削減が可能であり、保育の質が向上されると思います。

当市においては、20年前から保育園の民営化を進めてきたことで、市民のニーズに応じた多様なサービスが拡充され、待機児童解消も大きく進んでいると思います。

学童保育の民間委託においても、今後行政がしっかりとした事業評価を行っていただき、またより利用しやすい学童保育所にしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 補正予算のときも一般質問のときも本日も、いろいろお尋ねしましたがけれども、やはりまだまだ議論が必要だなというふうに思っています。

質の維持向上という点では、保護者の方が仕出し弁当を出してほしいとか、学習支援を行ってほしいという、そういう要望を出されていたのは私も知ってますし、そういうことに応えるっていうことですけれども、そもそも学童保育所のサービスの向上、質の向上っていうのがどういうことなのか、それがしっかりそもそも議論されていないというふうに思います。

質の向上と一言で言っても、子供たちが、保護者が何を求めているのか、指導員が何を求めているのか、まずそこから議論をして、その上で公立のままできないのかどうか、当事者を含めた広範の、陳情者の方も求めてますけど、本当に広い市民の中で議論を重ねる必要がある。その上で結論を出すべきことではないかというふうに思います。

例えば仕出し弁当一つにとっても、休み中、保護者は仕事行くので、お弁当つくるのは本当に大変なので、せめてお弁当出してほしいっていうのは、それはもちろん要望としてあるんですけども、それは私は保護者の本当はかなり譲歩した要望で、本来であれば、やっぱり質の高い給食を出してほしいというのが本来の要望じゃないかと思うんですね。設備についても老朽化して、児童館が古くなって、きれいにしてほしいという要望も毎年すぐ出てますし、例えば施設を整備して調理ができる場所も整備したら、給食も出せるし、おやつも手づくりで出せるっていうようなことも考えられますし、それが難しいなら、給食センターで例えば長期休みのときは出すとかってことも検討できたと思います。

学習支援についても、親からは、もちろん勉強させてほしいっていうのはわかるんですけど、ただ子供たちがそれを望んでるのかどうかっていう点でも議論の必要あると思いますし、部長が一般質問のときに、学童保育の目的ということで児童の権利の条約、これにのっかって学童保育も運営してくんだということで御答弁していただきましたけれども、その子供の権利っていう視点で言えば、昔に比べて子供の放課後の自由時間がすごく減っていて、放課後が学校化してるってことで、子供の心の発達に対してどうなのかっていうふうに疑問を投げかけてる専門家もいますし、やっぱりまだまだこういう、これからの学童をどうしてくのかって議論が

まず行われた上で、その上で公立なのか民間がいいのか、民間委託がいいのか、広い市民の参加のもとで議論を重ねるべきだというふうに本当に改めて思います。

指導員の確保についても、スケールメリットで指導員の方が安定しないってことに、日によってかわってしまいう可能性あるということでも、市のほうでどこまでそれを重大な問題と捉えてないのかなってふうに私は聞いて受けとめましたし、民間委託後の処遇に関しても、撤退だとか指導員集まらないとか、そういう想定し得るリスクについても、ちょっと市の今考えてる、今その御答弁から聞く限り、市の対応は充分不安が残るものでした。

こうしたことから、やはり学童保育、どうしたらよいものになるのか、こうした議論を十分に行うことなしに今この時点で民間委託に突き進んでいくというのは、やっぱり拙速であるなというふうに改めて思います。以上です。

○委員（中村庄一郎君） それでは、私から。

持続可能な自治体経営のための行財政運営として、東大和市においては、これまでも清掃や施設管理、また福祉サービス等の民間活力の導入により、その導入によって業務委託を進めてきた経緯があります。

今後の市を取り巻く少子高齢化、また人口減少社会を見据えていきますと、引き続き、官民連携、また民間活力の導入の推進により行政改革に取り組んでいくべきというふうに、私としては考えております。

ぜひこういうことを進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） では、御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 元第3号陳情 学童保育所運營業務の民間委託に関する陳情に賛成の立場で討論をいたします。

学童保育所の民間委託は、児童の安全や健全な発達にかかわる大変重要な問題であり、本来であれば、検討の段階から、当事者である児童や保護者、指導員だけでなく、広範な市民による議論が必要とされるものであると考えます。

市民と十分に議論を行う機会も設けず、パブリックコメントすら行わず、補正予算で提案するという進め方は、市民不在の乱暴なやり方だと言わざるを得ません。

子供の安全や発達にかかわることは、とりわけ慎重に行わなくてはならないものです。市は民間委託をすれば市民サービスが向上すると言いますが、そもそも当事者である子供たちや保護者、指導員が求める学童保育所の質とはどういうものであるのか、そうした議論すら十分に行われておらず、また民間委託後のリスクに対する市の対応についても不明瞭な中、来年4月に導入するのは余りに拙速であり、本陳情は市民の当然の要求であることから、本陳情に賛成をいたしまして、討論を終わります。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

元第3号陳情 学童保育所運營業務の民間委託に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（実川圭子君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについて、本件を議題に供します。

本件につきましては、前回の委員会においてこの所管事務調査を行うに当たり、子供を取り巻く環境についての具体的な調査事項を決めさせていただきました。

今日は、その具体的な調査事項に基づき、不登校、ひきこもり、貧困、人権・権利についての当市の小中学校での取り組み状況等について、担当部署より説明していただいた後、質疑等を行いたいと思います。

なお、説明に当たりましては、担当部署で把握している範囲内で結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、当市の小中学校での不登校、ひきこもり、貧困、人権・権利について説明を求めます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 不登校、ひきこもり、貧困、人権・権利についての当市の小中学校での取り組み状況等についての説明に当たりまして、資料を配付させていただきたく存じます。

委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（実川圭子君） ただいま学校教育部副参事より申し出のありました資料の配付については、委員長においてこれを許可いたします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、改めて説明を求めます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 私からは、不登校、ひきこもり、人権・権利について説明いたします。

それでは、不登校に関する現状と取り組みの詳細について説明いたします。

初めに、不登校の定義についてでございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況に当たるため、年間30日以上欠席したもののうち病気や経済的な理由によるものを除いたものとしております。

資料1をごらんください。

市の平成15年度から平成30年度までの16年間の不登校出現率の推移について、東京都全体の出現率と比較で

きるようにグラフで示しております。

市内小学校の出現率は、東京都全体の出現率と同様に、近年は微増傾向にあります。市内中学校の出現率につきましては、平成19年度に4.74と過去最多となっており、この時期から平成24年度まで過去最少に推移しましたが、その後、平成30年度まで東京都全体と同じ推移で出現率が高くなっている状況がございます。

次に、資料2をごらんください。

平成26年度から平成30年度までの学年別の不登校数及び出現率の推移についてでございます。

小学校、中学校ともに、おおむね学年進行とともに出現率が高い傾向にあります。

ごらんいただきました資料1や資料2のような小中学校の傾向につきましては、全国的にも同様の傾向が見られております。

なお、平成30年度の国や東京都全体の出現率につきましてはことしの11月ごろに公表される予定であります。

市内における不登校の要因についてであります。近年の国の調査結果では、平成26年度から平成30年度までの傾向としまして、小中学校ともに家庭に係る状況が最も多く、次にいじめを除く友人関係をめぐる問題と学業不振が多くなっております。

次に、市における不登校への取り組みについてであります。平成30年度行政報告書の495ページに、不登校対策において不登校傾向のある児童・生徒を対象に……（「ページを開きますので」と発言する者あり）495ページです。よろしいでしょうか。

この495ページに、不登校対策において、不登校傾向のある児童・生徒を対象に支援するさまざまな取り組みを実施したとありますが、これについて具体的に説明します。

具体的には、市としまして、主に次の5点の不登校対策事業に取り組んでおります。

1点目、月3日以上欠席児童・生徒報告、2点目、欠席電話受け付け時の受け付け対応の徹底、3点目、病気等の理由がなく連続欠席日数7日以上児童・生徒、保護者に対しての校長面談、4点目、年間10日以上欠席児童・生徒の指導等に関する個票の作成、5点目、不登校対策に係る学校訪問という取り組みでございます。

また、平成30年度行政報告、496ページ。もう一度申し上げます。496ページの3、サポートルームの取り組みがございます。

さまざまな原因や理由で学校に行きにくくなった市内の児童・生徒を対象に、学習の補充と生活の力を身につけ、学校復帰や社会的自立を支援しております。

平成30年度の入室児童・生徒数は27人であり、そのうち児童8人、生徒19人ございました。

平成30年度の復帰状況につきましては、学校復帰がゼロ人、上級学校等進学が8人でありました。

次に、ひきこもりについて御説明いたします。

ひきこもりの定義についてであります。厚生労働省が示すものとし、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態としております。

教育委員会においては、ひきこもりについては把握しておりませんが、類似する状態として不登校が考えられます。小中学校の不登校については、先ほど御説明しましたので省かせていただきます。

平成30年度行政報告書の495ページ。もう一度申し上げます。495ページの1、さわやか教育相談室、(3)相談内容及び件数をごらんください。よろしいでしょうか。1、さわやか教育相談室、(3)相談内容及び件数をごらんください。

種別の不登校に関する項目における、その他が3件となっておりますが、これはいずれも高校生からの相談でございました。そのうち——この3件のうち、終結が1人、終了が1人、中断が1人でありました。

終結1人につきましては、不登校が解消され、相談を終結したものであります。終了1人につきましては、18歳を超えたため相談が終了したというものでございます。中断1人につきましては、相談員から留守番電話にメッセージを残すなど工夫はしているのですが、相談に来なくなってしまったケースでございます。

それでは、続けてよろしいでしょうか……続けて、私のほうから人権・権利に関する事業についてでありますけれども、教育委員会、学校、第四中学校における取り組みを説明いたします。

教育委員会としては、人権教育推進委員会の企画運営、学校訪問時における人権教育に関する指導・助言、相談窓口連絡先一覧の配布、相談事業等に取り組んでおります。

人権教育推進委員会では、国及び東京都における人権教育についての基本的な考え方にに基づき、毎年、本市における地域、学校の実態に即した人権教育推進上の課題解決を図る取り組みを行っております。

学校訪問時における人権教育に関する指導・助言につきましては、教職員が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、教職員のみずからの言動が児童・生徒の人権を侵害することがないように、人権教育プログラム等を活用して指導・助言を行っております。

相談窓口連絡先一覧の配布につきましては、自殺予防や児童虐待、いじめ、体罰の防止に向けた取り組みとして、別紙資料の3、ごらんください。この資料を長期休業前の年3回配布し、関係機関と連携した支援体制の充実を図っております。

なお、別紙3の資料の一番下に記載してございます、相談ほっとLINE@東京につきましては、東京都がこの年の4月より実施している都内中学生、高校生を対象としたSNSを活用した相談の取り組みでございます。

市としましての相談事業につきましては、資料3の右側、一番上にも掲載してございますが、東大和市いじめ電話相談、東大和市さわやか教育相談室がございます。

次に、学校における取り組みについてでございますが、資料がございませんので、口頭での説明とさせていただきます。

まず、学校における人権教育の取り組みとしましては、人権教育の全体計画、年間指導計画の作成、いじめ防止対策の取り組み、体罰防止などの取り組みを実施しております。

小中学校が作成している人権教育の全体計画及び年間指導計画についてであります。人権教育には教科書、指導書などがいないため、計画を作成し、学校における人権教育の基本的な方針を示すことが大切になります。

いじめ防止につきましては、市内の全ての学校がいじめ防止の基本方針を策定するとともに、いじめに関するアンケート調査や教員を対象とした研修の実施、また平成30年度の行政報告の488ページにあります、いじめの防止のためのシンポジウムの開催などに取り組んでまいりました。

体罰防止につきましては、各小中学校における校内研修の実施を徹底しております。

次に、第四中学校の取り組みについてであります。東京都教育委員会から人権尊重教育推進校として令和元年度と令和2年度の2年間の指定を受けております。

令和元年度の取り組みとしまして、自尊感情の状況を調べるアンケートの実施、教員の人権感覚について講師を招いた研修会の実施、道徳授業において都の人権課題をテーマとした授業の実施、特別活動において生徒会を中心に四中人権宣言に基づいた生活の見直し、総合的な学習の時間においてオリンピック・パラリンピック競技大会と人権についての講演会を実施します。

私からの説明は以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 続きまして、私のほうから児童・生徒の貧困に関連しまして、就学援助事業について御説明申し上げます。

行政報告書におきましては、小学校児童につきましては505ページ、中学生生徒につきましては513から514ページに記載がございますので、そちらのほうごらんいただければと思います。

それでは、市では経済的な理由によりまして就学が困難な児童・生徒の保護者に対しまして、就学援助費といたしまして、教育上必要な経費の一部の援助を実施してございます。これは、学校教育法第19条にあります「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」との規定に基づき、毎年度、支給要綱を定めて実施しているものであります。

最初に、支給の対象者でございますが、1つ目としまして、生活保護法第6条第2項に規定します要保護者と、2つ目としまして、要保護者に準じる程度に困窮しているもので、準要保護者と規定しておりますけれども、主な場合としまして、同一生計世帯の全員に係る前年中の収入額等から計算される生活保護基準額の1.45倍に家賃や給食費を加えて算定した額、こちらを認定の基準額としまして、その基準額以下である場合を準要保護者という形で認定してるところでございます。

続きまして、支給費目及び支給金額につきましては、行政報告書の下の方に記載のとおりでございますけれども、支給金額のうち学用品費等、それから新入学学用品費というところに記載があります金額は、こちらは毎年度、国から示されます予算単価に準じて設定をしております。そのほかの費目につきましては、ごらんのとおり、実費分を負担してるとい形になります。

次に、新入学学用品費についてでございます。

よく入学準備金というふうな形で呼ばれる費目でございますけれども、これにつきましては、平成29年度から支給単価が小学1年生におきまして、それまでの2万470円が4万600円に、中学1年生で2万3,550円だったものが4万7,400円に大幅に引き上げられているところでございます。

さらに、今年度、平成31年度、令和元年度におきましては、小学校1年生で5万600円、中学校1年生で5万7,400円にそれぞれまた引き上げておりますことから、既に今入学前に申請、認定されてる方につきましては、昨年度の支給単価で本年2月までに支給は完了してございますけれども、今後その差額を追加で支給する予定という形で考えてるところでございます。

また、支給の時期でございますけれども、平成28年度までは新入学学用品費、ほかの費目と同様に、お子様が御入学した後、4月に申請を受け付けて、認定された場合については、早くても支給がその月の7月以降という形になってございました。

平成29年3月に、国から要保護児童生徒援助費補助金についてという形で通知がございまして、その中で市町村が実施する就学援助についても、援助が必要な児童・生徒の保護者に対して、必要な援助が必要な時期に実施されるよう適切な対応をとるという形で要請をされてます。

これを受けまして、市では、まず平成29年度に、次年度に中学校1年生となられる小学6年生の保護者に対しまして、新入学学用品費の入学前支給を実施しました。そして、平成30年度から、次年度に小学校1年生になる未就学児の保護者に対しまして、入学前支給を実施しております。それで、申請、認定された方に対しては、本年2月までに支給を実施してるとい形でございます。

なお、就学援助費の制度の周知につきましては、小学校入学前に実施します就学時健康診断の際に、私も含

め担当職員がそのお時間をいただいて、健診の前に保護者の方々に御説明をしてるところでございます。

平成30年度は、新入学学用品費の御案内を、ほかの費目を含む制度全般の案内チラシと別にしまして、切り離して、そのまま申請書という形で使えるように、A3判の大きくした形の書式にしまして、目立つように作成をしまして、それぞれ個別に時間をかけて説明を行っているところでございます。

今年度につきましては、これから就学時の健康診断の御案内、発送するところでございますが、就学援助費の制度の御案内をその案内の中に同封した形でお送りしまして、保護者の方に事前によく目を通していただけるようにという形で考えているところでございます。

一方、学校のほうにつきましては、校長会等を通じまして、新学期におけます就学援助費の申請につきましては、担任の先生から制度の案内を児童・生徒の皆さんに必ずお渡しして、御家庭に必ずこういった情報が届けられるようにということで、十分に要請をしてるところでございます。

このようにいたしまして、教育委員会におきましては、経済的な理由から就学援助費の制度の御利用を検討されている保護者の方々に對しまして、十分な周知に努めてるところでございます。

最後に、制度の利用状況についてであります。全体としましては、ここ数年、全児童・生徒に占めます認定者の割合、認定率といった形なんですけども、年度によって若干の上がり下がりがございますけれども、横ばいの状況という形に推移してございます。

新入学学用品費について申し上げますと、平成30年度は小学校1年生で初めて実施したところございますけれども、46の方が入学前に申請されて、認定されてるところでございます。ちなみに、小学校入学後に申請されて認定された方は74名いらっしゃいます。

続きまして、中学校1年生につきましては、小学校6年生のときに申請されて認定を受けてる93の方に対しては、申請手続を省略して入学前支給を行っているところでございます。ちなみに、中学校入学後に申請されて認定された方は26名という形になってございます。

制度全般、私のほうからの説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（実川圭子君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して質疑がございましたら、御発言、お願ひいたします。

○委員（上林真佐恵君） ちょっと項目がたくさんあったので、ちょっと思いついて後でまた言うかもしれないんですけど、まず不登校のところで、不登校の理由、本当にさまざまだと思いますけど、自殺をしてしまうお子さんの理由についても、最近の調査だと、家庭の事情によるものが多いという調査結果を見まして、今まで不登校とか自殺とかっていうと、どっちかっていうと学校内での友達のこととかいじめとか、そういうことが大きいかなって私自身も何となく思ってたんですけど、実は家庭の事情によるものが多いということで、やっぱりその子供だけじゃなくて、その背景にある御家庭の事情、なかなかそこに踏み込んでいくっていうのは、誰であっても大変なことだとは思うんですけども、そういう支援が必要とされてるんじゃないか。少しずつでもそういうところを見ていくことが今後必要とされてるんじゃないかなというふうに思うんですけども、市がどういうふうにその点について考えてらっしゃるのかってことをちょっと聞きたいのと、あと、サポートルームっていうのは、全校にあるわけではなかったのかなとちょっと思ったんですけど、そのあたりをちょっとお尋ねしたいのと、あと、子供によって、保健室だったら行けるとか、サポートルームだったら行けるとか、でももう完全に学校の敷地に入りたくないというお子さんもいる中で、そういった子をどういうふうに勉強の、余りやっぱりおくれないように、その子の希望とかその子の状況によって、やっぱり勉強もある

程度、親としては勉強おくれるっていうのもすごく心配だと思うし、本人にとってすごく焦りっていうのがあると思うので、学校には行きたくないけど勉強、学校、どんどんみんなからおくれてくということに対する物すごい焦りとかっていうのはあると思うので、学校以外でのそうした学習支援の取り組み、どういうことをやられているのか。また今後検討してるようなことがあれば教えていただきたいというふうに思うのと、あと、やっぱり不登校からひきこもりに移行してくっていうケースっていうのがやっぱりある中で、さわやか相談ですかね。さっき18歳になると卒業というか、そこからは出ていく、範囲からは対象からは出ていくということなんですけど、そのひきこもりに対して、我々も御相談いただくことあるんですけど、市としてどういった支援を行ってるのかということをちょっと、相談窓口なのか、どういうことがあるのか、もうちょっと詳しく聞きたいと思います。

あと、人権教育ということで、私は本当に……

○委員長（実川圭子君） 一度切ってよろしいですか、たくさんあるので。

じゃ、ここまでの間で、よろしくをお願いします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） まず、1点目の不登校の要因が家庭の状況が多いということで、家庭の支援の重要性ということについての認識でございますが、やはり大変重要な支援であると考えておまして、特に教育委員会としては、スクールソーシャルワーカーや学校と家庭の支援員等の配置などをして、家庭と連携をしたり、やはりさわやか教育相談室等にもそういった相談、また市の独自で配置しておりますスクールカウンセラーの配置等によって、そういった家庭への支援というものにもつなげていって取り組んでいるといった状況であります。

続きまして、サポートルームについてでございますけれども、これは第一中学校の敷地内に別棟というんですかね、建物がございまして、そこに市内のなかなか学校にちょっと登校しにくくなった、そういったお子さんが、学校復帰や社会的自立に向けてそこに通い、そこで学習支援、相談支援、居場所機能としてもそこで担って取り組んでいるというものでございます。例えば各学校に、例えば第三中学校においても、教室に入れない子に対して別室において学習支援を行うような、そういった取り組みをしている学校もあったり、保健室登校等、または校長室登校と、柔軟に学校の実態に応じて、そういった登校渋りの子供を支援するような取り組みは各学校で行っているという状況もございます。

今後学校以外の施設というところでは、サポートルームの機能の充実といったところを今後も図っていきたいというふうに考えているところであります。

続きまして、不登校からひきこもりということで、どう支援しているのかという御質問でございましたが、やはり不登校に対する支援につきましては、先ほど申し上げたような中で、さわやか教育相談室等でも継続して、中学校を卒業しても高校生、18歳まで相談を受けている状況がございます。

そういった中で、18歳を超えてしまった方に対しては、ひきこもりサポートネットというようなパンフレットなどを渡すなどして、東京都や市の相談機関等を紹介しながら対応しているといった状況がございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 細かな説明ありがとうございました。

資料をいただきましたけども、やはりいじめと不登校がふえてるっていうのはすごく私も心配をしております。そういった意味では、小中学校の不登校がふえている理由で、家庭が一番、友人関係、学業不振ということで、いじめのさわやか相談でも、不登校が52件ということで、昨年が25件なんで、倍ふえてるということで、

これに関してはやはり対策が急がれるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこで、496ページのスクールカウンセラーの勤務時間数のところですけども、これに関してはやっぱり相談が多いのか、大幅にふえてるところがあるんですね。小学校で言えば、一小、四小、五小、八小、九小なんですけども、特に一小が勤務時間が370時間という、496ページですね。昨年が49時間なんです。大幅に370時間というのはふえてるのが気になるという部分と、また逆に、学校の年間相談件数というのが497ページにありますけれども、これもかなり相談数がかなりふえています。

私も昨年、行政報告書を通して質問させていただきましたけども、三小が1,019ということですので多くなくて、去年が759件ということで、これに関してはベテランの指導員がいるということで、リピートが多いということで聞いておりますんで、さらに250件ほどふえてるということで、全体的にふえてるということなんですけども、その部分の今回相談が多いという部分での市としての認識と、逆に、四小が急激に減ってるんですね。四小は397件ということで、去年は619件で、222件大幅に相談が下がってるんですけども、それに対してはさまざま対応の結果なのか。現段階でわかる段階でおわかりになれば教えていただきたいなと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） まず、昨年度と本年度のスクールカウンセラーについての状況について、ちょっと変化がありますので、そこをまず確認をさせていただきたいなと思っています。

第一小学校につきましては、平成29年度になりますけれども、これが49時間ということでしたが、1月までが欠員の状況だったということです。したがって、本年度の時間数が大幅にふえてるというのは、そのあたりが一つ背景に大きいのかなというところがございます。

逆に、第四小学校については、これも昨年度までは11月まで欠員だったというところがございます。

そういった幾つかの若干穴があいてるような部分がありました関係で、増減というのが起きているのではないかなというところがございます。

それから、三小は、委員おっしゃるとおり、大変言葉が適切じゃないかもしれませんが、教職員からも保護者からも大変信頼が置けるようなというところが、これからもあるのかなというところではございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） この不登校とかふえてるということで、対策が急がれてるんじゃないかなということを感じます。そういった意味では、相談件数が多いということは、それに対して一つ一つクリニックできる状況をしっかりつくっていただくことが大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

あと1点なんですけども、一昨日、いじめ防止のシンポジウムが中央公民館で、私も昨年もしも参加をさせていただきましたけども、各学校ともさまざまな取り組みをして、すばらしい発表だったと思うんですけども、しかし残念なことが毎回思うんですけども、せっかくいい発表をしてるんですけども、やっぱり聞こえない。もう聞こえるのが一部のところしか聞こえなくて、やはり一つのフロアなので、なかなか難しいと思うんですけども、やはりちょっとしたスピーカーを含めたその場所だけでできるような、ある程度聞こえるような形にしていればなと思います。それだけやっぱり児童・生徒が真剣に取り組んだことを、しっかり皆さんに伝えてるんだけど、皆さんに伝わってないところがあると思いますので、その点、ぜひ工夫をしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員（大川 元君） 済みません、別紙の資料の3なんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけど、この相談はとLINE、東京都が、東京都教育委員会になってるんですね。これを、じゃLINEで例えば

小中高の方が相談したとしたら、市にはどのぐらいのスピードで伝わってくるのでしょうか。例えば東大和市の児童から相談があったってということで、もう即日なんですかね。それとも東京都のほうで内容を判断して、それからこっちに来るっていう話なんですかね。お願いします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京都の相談事業に関する都からの市に対する情報提供についてでございますけれども、現在のところ、この相談ほっとLINE@東京のSNS相談の相談ケースに関しては、こちらのほうに情報提供があったケースは今のところありません。

ただ、都の電話相談などでちょっと心配なケースなどにあつては、これまでも、昨年度ですかね、今年度ですかね、1件、こんなケースの相談がありましたという情報提供をいただいたことはございます。

以上でございます。

○**委員（大川 元君）** そうしましたら、例えばなんですけど、この相談ほっとLINE@東京のところを半分にして、その隣に同じような形で相談ホットライン東大和みたいなのを東大和市教育委員会でやれば、そうすれば東京都を介さないで、何かあったらすぐ東大和市の教育委員会に伝わってくるんじゃないでしょうか。そういう取り組みをやるっていうことについては考えてないんですかね。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 以前にもSNSを活用した相談事業については御質問がございました。大変先進的な取り組みでございまして、市としては研究はしていきたいというふうに考えておりますが、さまざまに予算がかかるものであったりとか、SNSを活用した相談業務に関する人材確保、その他の対応等、さまざま研究をしなければならない点が多くて、現在のところ実施する予定はないといったところであります。

以上でございます。

○**委員（大川 元君）** 今研究してる段階だとしても、実際にもう東京都がこういった形でSNSを活用して導入してるわけですよね。なんで、その研究からもう東京都は実践のほうに入ってきているわけですから、東大和市としてもいつまでも、こう言っては何ですけど、研究してるというよりかは、実際子供たちがどうやったら相談しやすいかっていうことについての視点を考えれば、私はお金の問題じゃなくて、早く早期導入したほうがいいと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 先ほど副参事のほうからも話をさせていただいたとおり、これまでも御質問をいただいていく中で、私どもとしては大変、物というか、機能としては大変有効なものであろうというふうには判断をしております。

他の自治体等においても、東京都も含めて、有効である反面、課題もやはり生じているというようなところについての情報もいただいております。東京都においても、昨年度、期間を決めて試行的にまずやり、本年度から、小学生はこれ対象でございませぬので、今度は対象と期間を広げて、中学生、高校生に今広げているといった段階でございませぬ。

そういった成果とあわせた課題も含めて、やはりきちんとこちらとしては、私どもとしては情報収集を重ねて、よりよいものの形という目標を持ちながら、そこに向かって何ができるのかということを考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えている現在の状況であるというふうに考えております。

以上です。

○**委員（大川 元君）** 最後になんですけれども、私がこの前、新聞記事で見たアンケートでしたら、10代になってくると、もうほとんど電話で連絡を取り合っていないらしいんですね。もう94%の10代の人たちは、もうSNSであつたりとか、メールで連絡を取り合ってるっていう状況で、例えば外出したとき、待ち合わせすると

きに、どこで待ち合わせするかとあって、そういった話とかを6%の人しか利用していないということを考えると、ちょっと電話相談ということ自体が、言ってしまえばちょっと若干、今の子供たちの状況に適していないんじゃないかなと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 本来に社会全体が情報化という部分で進んできていて、私たちの想像以上にそういった進行のぐあいというのは早いなというところは印象として、感覚として持っております。

現在子供たちが本当にどれぐらいの割合で、例えばSNSを利用しているのか、正確なデータは今現在持っておりませんが、やはりこの進行ぐあいに合わせた私たちの取り組みというのも加速はさせていく必要はあるんだと、そんな認識は持っております。

以上です。

○**委員（森田博之君）** 資料1ですけれども、中学校の出席率で、東京都の出席率が平成15年からありますけれども、途中の平成19年で極端に東大和の数値だけぐっと上がって下がってきてる。この辺の理由がわかれば教えていただきたいのと、近年、東京都も東大和も同じように出現が増加傾向にあるという中で、これもわかっただら結構なんですけど、他の自治体で下がってるようなところというのはあるのか、わかれば教えていただきたいなと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 平成19年度において、市において出席率が小中ともに高くなっているその理由ということについてでございますけれども、その具体的な、直接的な理由というのはなかなかわからないところではありますけど、この出席率がその後下がっていった、その取り組み、要因として考えられる取り組みとしましては、先ほど申し上げた不登校対策の取り組みがあります。例えば欠席受け付け時の電話対応を工夫するとか、7日間以上欠席理由が不明確に休んだ児童・生徒に対しては保護者と校長が面談をするとか、あと月3日以上欠席した児童・生徒については教育委員会とも情報共有をして報告を求めるとか、あと年間10日以上欠席した児童・生徒の指導に関する個票を作成するとか、そういった取り組みをこの年度ごろから取り組んできたといったところがあります。

1つは欠席理由を明確にするということと、保護者、あと関係機関との連携、そこら辺が一つ大きなポイントになっているのではないかなというふうに思っております。そうしたことで少し減ってきたと考えております。

また、近年、昨年度までまた徐々に全国的にも、東京都も、また市としても増加傾向にあるというこの背景につきましては、やはり不登校に対する認識の変化というものが背景にはあるのかなというふうに考えております。

国において、平成28年に、義務教育段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律というものが制定されまして、不登校については、取り巻く環境によってはどの児童・生徒にも起こり得るとして捉えるということになったこと、また不登校の行為を問題行動と判断せずに、寄り添い、共感的に受容の姿勢で支援するというようなことが認知が広まってきておりまして、そういった背景もあり、ふえてきているのかというふうに捉えてございます。

そうした中で、全体としてはやはりふえているというふうに認識しておりまして、減っている他の自治体については、今のところ、現在ちょっと把握をしていないところでございます。今後ちょっと研究はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 人権教育のところと、あと就学援助のところちょっとお尋ねしますが、四中のほうで推進校ということで、今やられてるということなんですけど、私は本当に人権教育って今最も必要とされてることじゃないかなというふうに思ってます、自分を大切にすることのももちろんなんですけど、人を大切にすることってということで、今本当に差別的なことが世間でも、例えば韓国に対する差別であったり、国と国とのそういうのを越えた差別的な発言を平気でする方がいたりとか、セクシュアルマイノリティの方に対する偏見や差別もありますし、切りがなく、やっぱり差別とか自分の権利という意識が薄くて自分を大切にできないっていうの、そういうことがいじめだとかそういうことにもつながっていくというふうに思うので、やっぱりその人権教育ってすごく大切じゃないかなと思っていて、できれば本当に市を挙げて全校でこうした取り組み、どういうやり方がいいのかっていうのは一概には言えないとは思んですけど、市としても人権教育ってことに、重要性は認識されてると思うので、それを具体的に、今四中さんやられてるってことなんですけど、できれば本当にそういう教育広げてほしいなってふうに思ってるんですけど、その点に対して、今後どういう展望というか、四中さんを皮切りにやってくっていうの、もしそういう展望があればそういったこともちょっと教えていただきたいのと、あと、就学援助のところ、当市就学援助、本当にすごくきめ細かくやっていただいて、周知に対しても工夫をしていただいている、ありがたいなというふうに思ってるんですけど、入学準備金のところで、一般質問でもちょっとしましたけど、その年度内に申請をされた方と、あと新年度になってから申請をされる方もいて、やっぱりまだ新年度になってから申請される方が多かったっていうような、さっき御報告だったと思うんですけど、その新年度になってから申請をされた方で、新入生の方ですね。準備金に間に合う期限というのが、何月までにやれば準備金はさかのぼってもらえるのかっていう、その期限をちょっと教えていただきたいのと、あと、一般質問でも要望したんですけど、年度内、何歳、5歳で計算するのか6歳で計算するのかってところで、一般質問からちょっと1週間ぐらいかな、たちましたので、その後の検討状況についてもお伺いしたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 第四中学校が今年度、来年度、東京都から指定を受けて実施しております人権尊重教育推進校の取り組みについて、他校に波及していくっていうんですかね、その成果を波及していくということにつきましては、本市の人権教育推進委員会等の取り組みで学校の取り組みを参観したり、研究発表を聞いたりとか、そういった取り組みをして行っていきたいというふうに考えております。

今後につきましても、都の指定校の取り組みについては、近隣の市のブロックの中で必ずどこかの近隣の市で行って、指定を受けて学校が取り組んでいるものでございます。その取り組みは必ず人権教育推進委員会などで参観して、その成果を学んで帰ってくるというような取り組みもしておりますので、今後もこういった研究推進校の取り組みというものは取り組んでいくということでございます。

また、教職員の人権教育に関する研修も、管理職を初め、主幹教諭等、毎年行っておりますので、そういったところでも充実が図れるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 就学援助のいわゆる入学準備金の申請の期限ということでございますが、こちらは新入学学用品費、ほかの学用品費と同じで、新入学、御入学のときでございますので、4月いっぱいという形になってしまいます。5月になりますと、ほかの学用品費についても5月からという形になってまいりますので、その申請のあった月の、その次の初日からという形の規定になってございますので、今年度については、ちょうど年号が変わるということで10連休があったわけですので、昨年の就学前の健康診断につきまして

も、来年は10連休になるかもしれないからということで、申請を考えてる方は必ず4月中に忘れないうちに申請していただきたいという話もしたし、それから学用品費や入学準備金の申請をされる方についても、必ず年内に、そのときは12月いっぱいまでということで手続をお願いしたいという形で、こちらは口酸っぱくお話をさせていただいたというところでございます。

それから、いわゆる新入学学用品費の計算になります5歳、6歳の関係でございますけれども、こちらの検討状況につきましては、今議会が終了した後、各市で学事担当の課長同士の検討会議がございますので、その会議の中でも情報交換しながら、各市の状況等も聞きながら、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 済みません、就学援助のところでもう一点だけ、4月までが期限だということは承知しましたが、他市では7月ぐらいまで受け付けてるところも聞いてまして、できたら3月も4月も忙しい、いろいろ書くものもいっぱいあって本当に大変なので、もうちょっと期限を延ばしていただけると申請し忘れ、申請漏れがないかなと思うんですが、例えば今4月末に区切ってるものを、例えば5月末、6月末と違って変更する際に、何か市の中でシステム変更するとか、どういう変更が必要なのか教えていただければと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） システムの中身について、詳細はちょっと私も把握してないところでございますけれども、何月までというふうな形の区切りにつきましては、支給要綱等でその辺は規定してるわけでございますけれども、他市の状況も一部余裕を持った形の設定されてるところもございますけれども、当市におきましても、毎年度、その年度の申請があった月の初日からという形で設定をしてるところもございまして、その辺も踏まえて、他市の状況も改めて確認をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） では、お諮りいたします。

所管事務調査、「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査、行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。お手元に派遣承認要求書を御配付しております。

なお、ここに記載している金額につきましては、10月1日から適用される消費税率10%に伴う改定の見込み額での計上となっております。

会議規則第96条の規定に基づき、この派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました派遣承認要求書に記載の金額は、改定前である現時点での消費税率10%を見込んだ額でありますことから、10月1日以降の改定額に金額の再確認を行うこととして、その結果、この派遣承認要求書に記載の金額について変更を要することになった場合につきましては、その措置を委員長に御一任いただき、改めて議長へ金額変更後の派遣承認要求書を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） ありがとうございます。

御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（実川圭子君） これをもって令和元年第7回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時34分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子